

令和8年度 本科4, 5年生・専攻科生の皆様へ

徳山工業高等専門学校
学生課学生支援係

令和8年度後期授業料免除および日本学生支援機構給付奨学金について

高等教育の修学支援新制度および高専機構が実施する授業料免除制度により、下記の要件に該当する学生は授業料が免除もしくは減額されることがあります。また、徴収猶予制度もあります。

日本学生支援機構給付奨学金（以下「給付奨学金」）については、別途二次募集について案内いたします。給付奨学金と授業料減免は原則併給ですので、手続きに漏れがないようお願いします。

なお、令和8年度前期授業料が上記の制度により減免又は免除となった学生については、改めて申請を行う必要はありませんが、家計状況の確認手続きが必要ですので該当学生は必ず申請してください。

◇高等教育の修学支援新制度◇

○対象者

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の4, 5年生、専攻科生で、一定の学力基準を満たしている者

○支援内容

①給付奨学金の支給 ②授業料減免

○支援額

支援には採用区分があり、区分に合わせた支援が受けられます。

採用区分は①が第Ⅰ区分～第Ⅳ区分（※1）、②が第Ⅰ区分～第Ⅲ区分となります。

第Ⅰ区分（満額の支援）：市区町村民税所得割額非課税（※2）

第Ⅱ区分（満額の2／3の支援）：支給額算定基準額（※3）100円以上～25,600円未満

第Ⅲ区分（満額の1／3の支援）：支給額算定基準額25,600円以上～51,300円未満

第Ⅳ区分（満額の1／4の支援）：支給額算定基準額51,300円以上～154,500円未満（※3）

※1：第Ⅳ区分の支給は扶養する子の数が3人以上である多子世帯（扶養する子が3人以上いる間、第1子から支援）のみ受けられる可能性があります。

※2：ふるさと納税、住宅ローン等の税額控除等の適用を受けている場合、該当しない場合があります。

※3：「支給額算定基準額＝課税標準額×6％－（調整控除額＋調整額）」（100円未満切り捨て）

- ・市区町村民税所得割が非課税の世帯は、※1の場合を除き、この計算式にかかわらず、支給額算定基準額が0円となります。
- ・政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、（調整控除額＋調整額）に3／4を乗じた額となります。

☆給付奨学金の満額は、自宅生が年額約21万円、自宅外生が年額約41万円です。

☆授業料の満額は、年額234,600円です。

☆多子世帯に該当する場合は授業料が全額免除となります。ただし多子世帯のみに該当し、上記の採用区分に該当しない場合は、給付奨学金の支給はございません。

また以下のいずれかの条件を満たす場合、奨学金制度への採用において有利となる可能性があります。

該当する条件を踏まえて奨学金への申請を希望される場合は、学生支援係まで申請書類を受け取りに来た際にお申し出ください。

お申し出いただいた方には、必要な書類等について個別にご案内します。

詳細を確認されたい方は日本学生支援機構の HP からご確認ください。

①新たに生まれた子等について

2026 年 1 月 1 日～2026 年 8 月 3 1 日に出生した生計維持者の実子等がいる場合、当該実子等を「子ども」の数に加算して、多子世帯に該当するか判定されます。

②18 歳早生まれの申込者本人、その兄弟姉妹等について

申請者本人またはその兄弟姉妹のうち、特定親族でなく、年収 1 2 3 万円超 1 6 0 万円以下であり、生年月日が 2007 年 1 月 2 日～4 月 1 日の者がいる場合は、生計維持者の「子ども」として取り扱うことが可能です。

◆高専機構の授業料免除制度◆

●授業料免除対象者

- ア 免除算定基準日前 6 月以内において、学資を主として負担している者が死亡、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- イ 前号に準ずる場合であり、かつ、校長が相当と認める事由がある者
- ウ 免除算定基準日前 6 月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった者
- エ その他授業料を免除することが相当と認められる事由がある者

●免除額

全額免除もしくは半額免除

※高専機構の免除制度に申請するには、原則高等教育の修学支援新制度に申請することが必要です。

(採用の可否は問いません。)ただし、上記の各項目に該当している方で、過去に高等教育の修学支援新制度に申し込んだが不採用となった方、もしくは高等教育の修学支援新制度に申し込んではいないが明らかに対象外である方は、学生支援係にご相談ください。

●授業料徴収猶予対象者

- ア 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- イ 行方不明の者
- ウ 学資負担者が死亡、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、納付が困難と認められる者
- エ その他やむを得ない事由があると認められる者

手続きは下記のとおりです。各手続きについては締切を厳守してください。高等教育の修学支援新制度における給付奨学金と授業料減免は同様の基準により判定され原則併給となりますが、手続きはそれぞれ異なります。手続きに漏れがないよう注意してください。

①新たに高等教育の修学支援新制度に申請を希望する学生

【給付奨学金】

別途案内します。各自確認してください。

【授業料減免】

授業料の引落しを猶予しますので、申請書類の「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」を10月2日（金）までに学生支援係に提出してください。

なお、給付奨学金を希望する学生で、現在日本学生支援機構貸与奨学金（第一種）を受給している学生は、貸与月額が自動的に調整（併給調整）されます。（併給調整では、調整前の貸与月額と同額又は直近下位の月額が自動的に設定されます。）ただし、同額又は直近下位の月額が無い場合など、併給調整により貸与予定総額が増える場合（返還誓約書の借用金額が増える場合）は、増額となることに同意する書類の提出が必要となります。該当者には個別に案内します。

②すでに給付奨学生として採用されている学生

令和8年9月までに日本学生支援機構給付奨学金の奨学生として採用されている学生は、**改めて後期授業料免除の申請を行う必要はございません。**ただし、**家計状況の確認手続きを行う必要がありますので、該当学生は10月2日（金）**までに学生課学生支援係まで申請書類等を受け取りに来てください。前期に引き続き授業料の減免を希望する学生は申請書類の「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の支給継続に当たっての要件等確認書」を10月5日（月）までに学生課学生支援係に提出してください。後期については、9月頃に行なわれる支援区分の見直しにより、支援額の変更や資格の復活・停止がある可能性がありますので、後日発行される通知をご確認ください。

また、9月の適格認定で「廃止」と判定された学生は、令和8年10月以降、給付奨学金と授業料減免の支援は受けられません。適格認定の判定結果は、後日送付する通知をご確認ください。

③高専機構の免除制度に申請を希望する学生

高等教育の修学支援新制度の対象要件に該当しない場合、原則授業料免除を受けることはできません。ただし、上記の高専機構の免除制度の対象要件にあるような特別な事由がある場合に限り、授業料の免除もしくは徴収猶予を受けることが可能です。

要件に該当し申請を希望する学生は10月2日（金）までに学生課学生支援係まで申請書類等を受け取りに来てください。申請を希望する学生は授業料の引落しを猶予しますので、申請書類の「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」を10月5日（月）までに、またその他提出書類については10月9日（金）までに学生課学生支援係に提出してください。

その他ご不明な点がございましたら、右記までお問い合わせください。

【問合せ先】

徳山工業高等専門学校

学生課 学生支援係

TEL：0834-29-6235

FAX：0834-29-6161